

令和4年度

政策評価等の実施状況及びこれらの
結果の政策への反映状況に関する報告

令和5年6月

「令和4年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」のポイント

○ 政策評価法^(注)第19条に基づき、毎年、国会に報告

(注) 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）

1 令和4年度における政策評価の取組

○ 政策形成・評価に関する改革の取組

社会経済の急速な変化に伴って、我が国の行政が対応すべき課題は、絶えず、時に予想外の方向に変化するとともに、一層複雑、困難なものとなっている。

こうした課題に対応していくためには、政策の現状を適切に把握し、それまでの進捗を評価した上で必要な軌道修正を行う機動的かつ柔軟な政策展開を図っていくことが有効である。そうした課題認識から、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）の一部を変更する閣議決定を行った。

（主な内容）

1 政策効果の把握・分析機能の強化

- ・ 有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握・分析機能を強化。そのため、画一的・統一的な制度運用を転換し、政策の特性に応じた評価が可能となるよう評価方式等を見直し

2 意思決定過程での活用

- ・ 政策評価や行政事業レビュー等の評価関連情報を集約することで、評価書等の質的充実を図り、意思決定過程における活用を推進

3 制度官庁の役割

- ・ 評価手法の改善や知見を随時整理・共有し、データ利活用・人材育成支援等を含め、政策評価の取組の継続的な改善を促進
- ・ 各府省での新たな評価手法の導入や意思決定過程での活用等の試行的取組を整理・分析。令和5年度内をめぐり結果を「新ガイドライン」に反映し、更に各府省の取組の質を高めていく政策評価制度のPDCAサイクルを確立

今般の基本方針の変更を通じて、機動的かつ柔軟な政策展開に必要となる、政策の進捗状況の的確な把握とその結果を改善方策の検討・実施に反映していくという政策評価が本来果たすべき機能を活用して新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行うことが、行政の無謬性にとらわれない望ましい行動として高く評価されることを目指していく。

2 各行政機関における政策評価の実施状況

○ 令和4年度の政策評価実施件数は、2,355件（令和3年度：2,227件）

○ 事前評価：1,001件

- ・ 公共事業：546件、規制：227件、研究開発：91件 等

○ 事後評価：1,354件

- ・ 目標管理型の政策評価：196 件
 - ・ 未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）を対象に評価：625 件
 - ・ 完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）を対象に評価：431 件 等
- (注) 「目標管理型の政策評価」とは、各行政機関の主要な「施策」を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する事後評価である。
- 「未着手・未了の事業」とは、政策の決定後5年経過しても着手していない政策（同法第7条第2項第2号イ）、政策の決定後10年経過しても完了していない政策（同法第7条第2項第2号ロ）等である。
- 「完了後・終了時の事業等」とは、各行政機関が自主的に完了後又は終了時に評価を実施した政策である。

3 各行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況

(1) 事前評価結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映

(2) 事後評価結果の政策への反映状況

○ 目標管理型の政策評価

ア 政策への反映状況

これまでの取組を引き続き推進：169 件、施策の改善・見直しを実施：27 件 等

イ 予算要求への反映状況

予算要求への反映：152 件

ウ 事前分析表の変更状況

達成すべき目標を変更：17 件、測定指標を変更：64 件、達成手段を変更：17 件 等

○ 未着手・未了の事業を対象とした政策評価

これまでの取組を引き続き推進：592 件、事業の改善・見直しを実施：30 件 等

4 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の実施状況等

○ 統一性又は総合性確保評価（複数行政機関にまたがる政策について直接評価）

- ・ 「地籍整備の推進」（フォローアップ）
- ・ 「外来種対策の推進」（フォローアップ）
- ・ 「不登校・ひきこもりのこども支援」（評価を実施中）

○ 客観性担保評価活動（客観性担保のため各行政機関が行った政策評価について点検）

【規制に係る政策評価の点検】

各行政機関が令和3年度に行った規制に係る政策評価のうち、法律又は政令により新設・改廃される規制を対象とした182件（事前評価104件、事後評価78件）の内容を点検し、その結果を関係する行政機関に通知・公表した。

【租税特別措置等に係る政策評価の点検】

各行政機関が行った令和5年度税制改正要望に係る政策評価43件（事前評価43件）の内容を点検し、その結果を関係する行政機関及び税制当局に通知・公表した。

はじめに

政策評価制度は、平成13年1月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、同年6月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）が制定され、14年4月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案・実施に役立てることを基本とする制度である。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、同法第12条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

本報告は、同法第19条の規定に基づき、令和4年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会へ提出するものであり、今回で21回目の報告となる。

本報告では、まず、「Ⅰ 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組み等について記載し、次に、「Ⅱ 令和4年度における政策評価の取組」において、令和4年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画、令和4年度の実施状況等（政府全体の状況）」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載している。

最後に、「Ⅳ 政策評価制度に関する主な経緯」において、平成9年度以降の政策評価制度に関する主な経緯を、年度ごとに順を追って記載している。

目 次

I 政策評価制度の概要	
1 政策評価制度の仕組み等-----	1
2 政策評価の実施時期-----	5
3 政策評価の方式等-----	6
II 令和4年度における政策評価の取組	
1 政策形成・評価に関する改革の取組-----	7
2 その他の取組-----	8
III 政策評価等に関する計画、令和4年度の実施状況等（政府全体の状況）	
1 各行政機関が行う政策評価-----	11
2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価-----	44
IV 政策評価制度に関する主な経緯-----	57

* 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、令和4年度に評価書が公表されたものである。

* 各行政機関別の政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_r04houkoku-3.html) に掲載している。

* 各行政機関の政策評価に関する情報については、総務省ホームページ上の「政策評価ポータルサイト」 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html) において、一元的に閲覧・利用することが可能である。